

# 税の申告は 忘れずに！



## 2月17日～3月17日

【お問い合わせ先】 税務課（☎212452）

平成25年分の所得税の確定申告および住民税申告の受付が2月17日から3月17日までの期間に行われます。

なお、この期間中、各会場において申告受付のほかに、町職員による税に関する相談も行います。

また、下記の日程で都合の悪い方については、3月5日以降でも役場税務課にて申告できますので、お気軽にご利用ください。

※申告期間前の受付については、課税資料準備の都合上2月7日からとなり、それ以前の受付・お預かりは一切できませんのでご了承ください。

### 申告が必要な方

- 平成26年1月1日現在、長万部町内に住所を有し、平成25年中に多少に関わらず所得があつた方で、次のいずれかに該当する方。
  - ① 農業、漁業、商業、飲食業などの事業をしている白色申告の方。
  - ② 大工、左官、日雇いなどに従事していた方。
  - ③ 給与所得者で給与以外の所得のある方や給与を2か所以上から受けている方。
  - ④ 地代、家賃、株式配当などの所得があつた方。
  - ⑤ 山林、宅地、その他不動産の譲渡などで所得のあつた方。
  - ⑥ 給与所得者で※雑損控除、

## 住民税の申告と納税相談日程

| 回  | 月  | 日   | 曜日 | 会 場          | 対象地区名                | 時 間                              |
|----|----|-----|----|--------------|----------------------|----------------------------------|
| 1  | 2月 | 17日 | 月  | 役 場<br>2階会議室 | 曙町・大町                | 午前9時30分～11時30分<br>午後1時30分～4時00分  |
| 2  | 2月 | 18日 | 火  | 役 場<br>2階会議室 | 本町・元町                | 午前9時30分～11時30分<br>午後1時30分～4時00分  |
| 3  | 2月 | 19日 | 水  | 役 場<br>2階会議室 | 陣屋 泉 町               | 午前9時30分～11時30分<br>午後1時30分～4時00分  |
| 4  | 2月 | 20日 | 木  | 役 場<br>2階会議室 | 高 砂 町                | 午前9時30分～11時30分<br>午後1時30分～4時00分  |
| 5  | 2月 | 21日 | 金  | 役 場<br>2階会議室 | 南 栄 町                | 午前9時30分～11時30分<br>午後1時30分～4時00分  |
| 6  | 2月 | 24日 | 月  | 役 場<br>2階会議室 | 新 開 町                | 午前9時30分～11時30分<br>午後1時30分～4時00分  |
| 7  | 2月 | 25日 | 火  | 役 場<br>2階会議室 | 大浜・旭浜                | 午前9時30分～11時30分<br>午後1時30分～4時00分  |
| 8  | 2月 | 26日 | 水  | 役 場<br>2階会議室 | 平里・富野<br>栗岡・栄原<br>共立 | 午前9時30分～11時30分<br>午後1時30分～4時00分  |
| 9  | 2月 | 27日 | 木  | 国縫振興会館       | 豊津・豊野<br>国縫・茶屋川      | 午前10時00分～11時30分<br>午後1時30分～4時00分 |
| 10 | 2月 | 28日 | 金  | 静狩振興会館       | 静 狩                  | 午前10時00分～11時30分<br>午後1時30分～4時00分 |
| 11 | 3月 | 3日  | 月  | 双葉振興会館       | 美畑・双葉<br>知来・蕨岱       | 午前10時00分～11時30分<br>午後1時30分～4時00分 |
| 12 | 3月 | 4日  | 火  | 中の沢振興会館      | 花岡・中ノ沢               | 午前10時00分～11時30分<br>午後1時30分～4時00分 |

### 医療費控除で 税金が還付されます

本人および生計を一つにする家族の平成25年中の医療費金額が、10万円（または総所得金額の5%のうち小さい方の金額）を超えた場合（上限200万円）、この申告を行うことで平成25年中に納めた

医療費控除を受けようとする方。  
※雑損控除：自然災害、火災、盗難などにより住宅家財などの損失が生じたときに、損失金額が控除されます。

### 申告に必要な 書類を用意しましょう

印鑑、所得集計に必要な書類（例えば、仕入れ、売掛帳、現金出納簿、給与等の源泉徴収票、損害保険の領収書、生命保険・簡易保険・国民年金保険料控除証明書、医療費の支払い領収書など）を忘れずにご持参ください。

所得税の還付および平成26年度の道町民税額を抑えることができます。

### 国民健康保険に 加入されている方は 忘れずに申告を

平成26年度の国民健康保険税額は、平成25年の所得等を基に計算されますので、加入されている方は収入の有無にかかわらず、必ず申告をしましょう。  
なお、前年所得が一定額以下の場合には、保険税額を軽減する制度がありますが、申告をされていないと平成26年度の国民健康保険税の軽減が受けられなくなります。